

無免許運転等の防止

～運転免許証と車検証のチェック～

安全運転管理者の業務には、検知器を用いたアルコールチェックのほか、運転者の適性等の把握や運行計画の作成等が定められています。

個々の運転者の運転免許証（以下、「免許証」）の確認はもちろんですが、うっかり失効（有効期限切れに気付かない）、免許の条件や種類など、意識せずに無免許運転等をしている場合があります。

こうした行為を防止するためには安全運転管理者等において、確認項目が一目でわかるクリアファイル等を活用して運転前の免許証と車検証を確実にチェックしましょう。

※ 特に、運転する車の車検証「乗車定員・最大積載量・車両総重量」と運転できる免許の条件、種類を確認することが重要です。

無免許運転をしない・させない！

運転免許証・車検証のチェックポイント

無免許運転は免許取消等の厳罰に処されます。運転免許証と運転する車の車検証をチェックして無免許運転を防止しましょう。

(A) 運転免許証のここをチェック！

運転免許証の、
①：有効期限 ②：免許の条件等 ③：免許の種類

実際の免許証をチェックしてみよう
自分の運転免許証を赤枠に入れて①～③の各項目を確認してみましょう。

①：有効期限は切れていないか
②：免許の条件等（「乗車定員」など）を満たしているか
③：免許の種類（条件）に、運転する車がおさまっているか（下記「車検証のここをチェック！」参照）

(B) 車検証のここをチェック！

運転する車の車検証の「乗車定員・最大積載量・車両総重量」を下表と比べて、運転できる免許区分を調べます。③で確認した免許（種類・条件）で運転できるかどうかを確認してください（所持している免許より小さい区分の自動車は運転可能です）。

免許区分	乗車定員	最大積載量	車両総重量
普通免許	10人以下	2トン未満	3.5トン未満
準中型免許（5トン限定）	10人以下	3トン未満	5トン未満
準中型免許	10人以下	4.5トン未満	7.5トン未満
中型免許（8トン限定）	10人以下	5トン未満	8トン未満
中型免許	11人以上29人以下	6.5トン未満	11トン未満
大型免許	30人以上	6.5トン以上	11トン以上

自動車検査証

乗車定員 最大積載量 車両総重量

見本

無免許運転には厳しい罰則が！

無免許運転の禁止（道路交通法第64条第1項）

何人も、運転免許を受けないで、自動車または一般原動機付自転車の運転をしてはならない。（※免許を取得せず運転する・運転できない種類の車を運転する・免許停止中に運転する場合）

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点数 25点
行政処分 免許取消し（欠格期間2年）※前歴なしの場合、欠格期間は、運転免許の再取得ができない期間のことをいいます。

無免許運転と免許条件違反は何か違うの？

免許証に記載された条件を満たさずに運転した場合に問われるのが「免許条件違反」です。たとえば、「眼鏡等の条件があるのに、眼鏡やコンタクトレンズを掛けずに運転する」、「8トン限定中型免許で、車両総重量8トン以上の中型車を運転する」などが該当します。

免許条件違反

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
違反点数 2点
反則金 7,000円（普通車）9,000円（大型車・中型車・準中型車等）

免許区分による車両総重量と最大積載量一覧表

最大積載量	車両総重量		
	3.5トン（8トン）	7.5トン（8トン）	11トン
大型	普通	準中型	中型
6.5トン	大型	中型	大型免許
4.5トン	準中型	準中型免許	中型免許
3.5トン	普通	普通免許	

※1 平成29年3月1日以後 普通免許取得
※2 平成19年6月28日～平成29年3月1日 普通免許取得
※3 平成19年3月1日以前 普通免許取得

注意 免許証を確認するときは、コピーではなく必ず原本を確認しましょう！！

道路交通法 第75条（自動車の使用者の義務等） 一部抜粋

自動車の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。）は、その者の業務に関し、自動車の運転に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

1 運転免許を受けている者でなければ運転することができないとされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者が運転すること。

罰則：無免許運転容認（道路交通法第117条の2の2第2項第1号）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金